

### 節税行為の是非!!!

**脱税**とは、法律に定められた手続きや行為に違反して、または、表面上は法律の規定に従っているように偽装し、実態のない行為を正当化しようとする行為であり、社会的にも認められるものではありません。

ところで**節税**とはどのように考えていますか？

Aさんは、なにも行動しないで、通常の商取引による行為や特段の手当てをすることなく、確定申告の時期が来て通常の申告をして納税する。

Bさんは、法律に定められた規則に反することなく、選択できる手続の内、自分にとって有利な手続を選択した確定申告をして、通常の計算方法による税金に比較して半分になった。

AさんはBさんの行為をずるいと非難するのでしょうか？

世間はAさんが真面目で、Bさんは不正だと言うのでしょうか？

消費税を例にとって比較します。

(原則) 消費税の申告義務は、2年前の収入が1,000万円以下の場合には免除されています。(免税事業者)

(特例) 上記のような免税事業者であっても、「課税事業者選択届出書」を提出することにより確定申告をすることができます。(課税事業者)

(消費税の計算) 消費税の計算は、収入に係る消費税額から支払いに係る消費税額を控除した金額で計算される。

$$(\text{収入の消費税額}) - (\text{支払の消費税額}) = (\text{納付税額})$$

通常の営業では、収入が支払を上回る(利益の発生)ため、差引の計算ではプラスとなり、納税額が発生します。しかし、開業当初や設備投資の時期には、支払が収入を上回ることがあります。この場合には上の計算式では、差引赤字になります。この場合には税金が還付されることになるのです。

(選択) 毎年の売上高が1,000万円以下の事業者の場合に、開業当初や設備投資の時にはどうするのがよいのでしょうか？

- ① 原則どおりに免税事業者として確定申告をしない。
- ② 「課税事業者選択届出書」を提出して、確定申告を提出する。

(結果) ②により、消費税計算がマイナスとなり税金が還付された。

私も、開業当時の設備投資等で赤字のために、届出を提出して2年間の消費税の確定申告を行い、数十万円の還付金を手にしました(\*^\*)v

まだありますが、

(原則) 消費税の申告での計算式は、先ほど説明しましたが、原則的な計算は、  
(収入の消費税額) - (支払の消費税額) = (納付税額) …一般課税

(特例) 「簡易課税選択届出書」を提出することにより(支払の消費税額)の計算を実額でなく、収入に一定率を掛けた額で計算することができます。

$$(\text{収入の消費税額}) - (\text{収入の消費税額} \times \text{一定率}) = (\text{納付税額}) \cdots \text{簡易課税}$$

(消費税の計算) 消費税の計算のうち、支払いに係る消費税について、営業に関する支払いの全てが消費税の対象となっているわけではなく、代表的なものでは人件費や借入利息、減価償却費には消費税の対象となっていないので消費税額として差引することができません。

(選択) 簡易課税の選択をした場合の計算式(収入の消費税額×一定率)に使用する一定率は(卸業=90%、小売業=80%、建築・製造業=70%、その他=60%、不動産・サービス業(飲食業を除く)=50%)と業種により決まっています。

支出割合が人件費 50%以上になるスナック等の場合にどうしますか？

- ① 原則どおりに一般課税として計算した確定申告をする。
- ② 「簡易課税選択届出書」を提出して、確定申告を提出する。

(結果) ①の場合、利益 20%とした場合の支払いは 80%でその内 50%を人件費と計算すれば、支払いの消費税は 40%となります。

②の場合、飲食業は 60%の率を使用できるので、支払いの消費税は 60%となり、①の 40%より 20%多くなる。つまり売上の消費税から差し引く消費税が増えることから、差引後 20%の消費税が少なくなります。

現職時代によく出会った建設業の悪い事例ですが、従業員を雇用して給料を払っていると、社会保険料の会社負担や源泉徴収の義務、そして、消費税の控除対象としない、といった会社に不利な面ばかりのために、全従業員を外注費にして決算を組み申告していました。決算書上は人件費でなく外注費となっているため、源泉徴収はせずに消費税は控除対象としていました。

税務調査によって、外注の実態はなく従来通りの従業員としての給与の支払形態をそのまま継続していることが判明し、実質は人件費と認定され、源泉徴収額と消費税額の追徴が課せられました。これは、人件費を外注費に仮装したことになり不正計算としての罰則の対象となりました。このため、当初の人件費のまま計算していたならば納付すべきであった税額の 5 割増し以上(加算税 30%、延滞税 17.5%×5~7 年分)の追徴となりました。

このような行為は、社会的にも非難される行為です。しかし、この会社が本当に全従業員(全員でなくても一部でも)を他の外注事業者と同様に、一工事ごとに請負契約書を作成して、実際の仕事も、機械や道具も外注者負担、工期をオーバーしても損失は外注者負担といった名実ともに外注費の形態に切り替えていたとしたらばどうでしょうか？

税務上としての結果はOKです。申告は是認されます。

ここまでの行為や手当を行って、結果的に数百万円の節税を達成できたとするならば、企業の利潤追求や経費削減努力と同様な一行為として認められるものとなるのではないのでしょうか。

次に紹介する行為は、税務上として認められた（裁判で国が敗訴となった。）事案ですが、社長としての感想はいかがでしょう？

### 究極の節税対策事例

#### 【事例1】自販機による消費税の不正還付

(原則) 不動産賃貸による収入のうち、居住用の賃貸物件に係る家賃収入については非課税売上となっています。

また、支払いの消費税額は課税売上に対応する部分についてだけ控除の対象となります。

つまり、居住用アパート収入しかない事業者は、課税売上が0円ですから、支払いの消費税額も0円となります。

よって、通常は毎年の家賃収入が1,000万円超であっても消費税の申告は必要でありませし、設備投資をして支払いが収入を超過した年に「**課税事業者選択届出書**」を提出しても還付にはなりません。（支払い消費税も0円のため。）

(対策) 賃貸アパートを建築した場合、建築費用の支払いには消費税が含まれています。建築費が数十億するものには消費税も数千万円にもなります。しかし、このアパートは居住用のため収入は非課税売上ですから、建築費用の消費税は申告できません。（この賃貸が業務用のテナントであれば、最初に説明したように「**課税事業者**」を選択すれば消費税の還付を受けることも出来ます。）

そこで知恵のある税理士が考えて、建築費の消費税を全額還付できる方法を生み出したのです。それが「自動販売機の設置」方法でした。

(手口) 新たに不動産賃貸業を開始する個人事業者が賃貸マンションを新築する際に、建物が完成する年から「課税事業者」を選択する。ただし、建物の完成は年末に設定し、賃貸開始は翌年からとする。さらに、建物が完成する年において、建築途中のマンションに自販機を設置し、これを稼働させる。

これにより、建物が完成する年中の売上高は自販機の課税売上高だけとなり、結果、建物の建築費の全額を支払いの消費税額の対象とすることができます。（もし、12月に家賃の一部が収入となれば、家賃収入と自販機収入の合計に対する家賃収入割合部分だけ、建築費の消費税が対象から除外されて還付対象の消費税が減少する。）自販機の少額の収入の消費税額を大幅に上回る建築費の消費税額がほとんど回収できるという手口です。

(結果) 国はこの様な行為は、不正に消費税の還付を受ける「**租税回避行為**」であるとして、消費税還付を否認したが、たとえ「**租税回避行為**」であったとしても、自販機の設置が架空のものでない限り、また、反復、継続、独立して行われている限りは「事業者が事業として」行ったことになり、現行法の下でこれを否認することは難しいとして還付が認められた。

(現在) この租税回避行為を封じ込める為に、平成22年度の消費税法改正が行われた。現在では、この方法では節税効果が低くなっている。

## 【事例2】武○士事件（贈与税の租税回避）

（原則）贈与税は贈与によって財産を取得した個人に課税されます。

この場合に課税される個人は、

- ① 財産取得の時に日本国内に住所を有している個人。
- ② 日本国内に住所を有していない個人は、国内財産のみ課税対象。

（対策）武○士社長が次期後継者に財産（1,600億円相当）を譲りたい意向であったが、公認会計から多額の贈与税（約1,100億円）が課税されるとの説明を受け節税対策に乗り出す。

まず、《①の対策》後継者について住所の国外移転（香港、シンガポール）を図り、約3年程度出国し外国に居住地を設け、その間の帰国滞在日数を1/3以内に抑えた。よって、日本国内に住所を有していないこととなった。

次に《②の対策》国外法人（武○士社長が代表者）に日本国内の個人資産（国内財産）を譲渡する（譲渡所得が発生するが僅かである。）。その後、外国法人の株式（国外財産）の全部を後継者に贈与する。よって、贈与財産の全ては国外財産となり課税対象から外れた。

（結果）国はこの様な一連の行為は、贈与税回避を認識した仮の居住地に外ならず、国内事業の承継を予定された後継者であり、東京本社の役員会等にも多数出席し、入国後も以前の東京の居住地に滞在するなどの実態等から、日本国内に居住地を有すると認定し、贈与税の課税を賦課した。

〔地方裁判所〕武○士勝訴、〔高等裁判所〕国側勝訴、そしてついに、今年2月に〔最高裁判所〕の判決が下されました。国側の敗訴となり、課税していた贈与税（当初の無申告加算税や延滞税等を加え約1,600億円）に利息相当（400億円）を加算して、**2,000億円が還付**されました。

不正に贈与税を免れる「**租税回避行為**」であるとしても、我が国の租税法律主義の下では、法律に定められた規定、解釈を曲げることは許されず、海外居住が仮装されたものでない限り、東京より香港などの海外の方が客観的な生活の本拠たる実態をより一層備えていたと言わざるを得ない。よって、住所は国内に無かったとすることはやむを得ないと言ふべきである。との判断が下された。

（現在）この租税回避行為に対し、平成12年度の租税特別措置法改正が行われ、現在の贈与税の課税対象に次の個人が加えられた。

【追加】日本国籍を有するが、財産取得の時に日本国内に住所を有していない個人の場合、その個人又はその贈与をした者がその贈与前5年以内のいずれかの時に日本国内に住所を有していたことがある場合に限り、国内外全ての贈与財産が課税対象となる。

いかがでしたでしょうか？

金持ちには、税金は多額の負担になりますから、経営よりも節税対策に力が入るのも仕方のないことかもしれません。

節税スタッフ（弁護士、公認会計士、税理士等の専門家）を抱え、毎日節税対策に頭を絞っているのが大手企業の実態です。

そこまでして、節税するのは社長の意思に反することかもしれませんが、節税で得た資金で私腹を肥やすのではなく、貴社を取り巻く関係会社や従業員への手厚い支援、地域社会への貢献などに使ってはどうか。

毎年多額の税金を納付されている貴社の営業努力には尊敬しておりますし、納税による社会貢献の必要性も理解できます。が、国に出来ない地元の活性化や地域社会への貢献もあるのではないのでしょうか。

国に出来ない地元の活性化や地域社会への貢献の一つとしてレジャー産業があります。例えば、ボウリング等の施設は利潤追求だけでなく、地域の活性や雇用の促進、健康増進、高齢者や男女のレクレーション対策といった様々な要素を持ち合わせた施設だと感じております。

成功を手にした貴方には、これからの人生、地域の名士に成られることを期待します。

毎年の貴社の税金をボウリング振興などにつぎ込んでみてはどうか。何の手当てをしなければ、確実に出ていくお金です。同じ出費ならば地域に貢献しながら資産を増やしていくことに使ってください。資産が増えなくても貴方の知名度貢献度は間違いなく上昇することでしょう。

前面に出ることを好まない貴方でしょうが、地元社会への貢献のためとの思いからは是非行動を期待しています。

また、社会貢献に関わらず、節税対策に取り組んでみてはどうか。  
まずは、代表者を自分自身とする子会社を設立しましょう。

相続税対策も早ければ無理なく行えますから安心です。  
ご用命をお待ちしています。